

市営分銅町・末広町住宅整備事業
個別対話実施要領

平成30年8月3日

西宮市

1 本書の位置づけ

本書は、市営分銅町・末広町住宅整備事業（以下、「本事業」という。）の入札説明書「第3 3 (9)」に記載する個別対話に関する事項を定めるものである。

2 個別対話の目的について

個別対話は、提案審査（第二次審査）に先立ち、入札参加資格審査（第一次審査）を通過して入札参加資格確認通知書を受け取った入札参加者（以下、「入札参加資格審査通過者」という。）を対象に、本事業の目的や求める要求水準への理解を深めること、事業提案に関する事前確認（要求水準の未達に該当する事項、趣旨にあっていない事項等の確認）等を目的として実施する。

入札参加者としても失格を防ぐことができるとともに、時間・コスト・手間をかけた提案が評価されないリスクを排除することができる。

3 個別対話の対象範囲

個別対話の対象範囲は、以下のとおりとする。

- ・ 要求水準書
- ・ 要求水準書別添資料、貸出資料
- ・ 提案様式集「事業提案に関する事前確認書（表紙）（様式 3-2）」～「事業提案に関する事前確認提案概要書（様式 3-4）」（以下、「事前確認書」という）
- ・ 事前確認書に関する質疑書（以下、「事前質疑書」という）

※その他の公表資料に関する疑問等については、入札説明書等に関する質問の受付・回答においてのみ実施する。

4 個別対話のスケジュール

個別対話に関するスケジュールは、以下のとおりとする。

日時	実施内容
2018年8月3日	入札公告、入札説明書等の公表
2018年8月9、10日	要求水準趣旨の説明・事業用地の現地調査
2018年8月10日	資料の貸与の申込受付
2018年8月16日	入札説明書等に関する質問受付
2018年8月24日頃	入札説明書等に関する質問回答の公表
2018年8月21日～8月27日	入札参加資格審査提出書類の受付
2018年8月24日～8月30日	個別対話に関する書類の受付
2018年9月11日頃	入札参加資格審査結果【第一次審査】
2018年9月11日～9月14日	入札参加資格審査を通過できなかった場合の理由説明受付
2018年9月11日頃	事前質疑書の通知
2018年9月18日～9月20日	個別対話の実施 (入札参加者は、事前質疑書の回答書の持参・内容説明)
～2018年9月25日頃	個別対話の公表文書について入札参加者へ事前確認
2018年9月28日頃	個別対話の結果の公表
2018年10月15日～10月18日	提案審査提出書類の受付

5 個別対話の進め方

個別対話の進め方は以下のとおりとする。

(1) 個別対話に関する書類の提出

- ・ 入札参加者は、提案様式集の個別対話に関する提出書類（様式3-1～様式3-4）を提出する。ただし、やむを得ない理由により個別対話に関する提出書類を提出できない場合は、この限りではない。
- ・ 入札参加者の労力・負荷の軽減のため、事前確認書は、事業提案書で提出する予定の項目について作成することとする。
- ・ 事前確認書の枚数は、様式3-3の「事業提案に関する事前確認項目」、「事業提案に関する事前確認概要図面」の図1「鳥瞰図・透視図」及び図2「事業対象区域配置図」は原則各1枚以内（提案審査（第二次審査）での枚数まで増やすことは可能。ただし、提案が未検討の場合は提出物がなくてもよい。以下同様。）とする。

- ・ 様式 3-3 の「事業提案に関する事前確認概要図面」図 3～7 は、事前確認書等の提出時点で検討できている内容で適宜提出することとして構わない。また、説明資料の縮減のため、提出を求める事前確認書等以外の模型等での説明は認めない。
- ・ 事前確認書には、企業名・グループ名が特定されるような記載は行わないこと。
- ・ 入札参加者が提案内容を検討するうえで市へ確認したい事項がある場合は、様式 3-4 「事業提案に関する事前確認提案概要書」に記載すること。
- ・ 正本については代表企業名をつけ、副本については、住所、会社名、氏名、マーク等提案事業者を特定できる表記、及び入札金額のわかる記述は行わない。
- ・ 提出書類の具体的な内容は、提案様式集各項及び提出図面等の作成のポイント等を参照すること。
- ・ 所定の欄に、市より送付された入札参加資格確認通知書に記載された提案受付番号を記載する

(2) 入札参加資格審査結果及び事前質疑書の通知（第一次審査）

- ・ 市は、入札参加者から提出のあった事前確認書等を確認し、入札参加資格審査結果とあわせて事前質疑書を入札参加者へ送付する。

(3) 個別対話の実施

- ・ 個別対話は、以下のとおり実施する。
 - 入札参加者は事前質疑書への回答を行い、市はその回答内容に対して入札参加者へ確認を行う。
 - 市は、事前に入札参加者から提出があった市への確認事項についての回答を行い、入札参加者はその回答内容に対して市へ確認を行う。

※個別対話は必須とするが、個別対話に関する提出書類を提出できなかった場合は、個別対話は実施しない。

- ・ 個別対話の際には、事前質疑書への回答書を 7 部及び電子データ（1 枚）を持参すること（事前の提出も可）。
- ・ 個別対話は、個々の入札参加者ごとに非公開で行うこととし、企業名・グループ名を伏せて実施する。
個別対話の時間は、市からの説明、事前質疑書への回答等、市への確認事項の回答等を含め合計 50 分程度とする。
- ・ 個別対話には、参加グループの代表企業、構成企業が参加可能であり、合計 10 名以内とする。
- ・ 参加グループのメンバーであることを確認できる社員証等を持参すること。（社員証等の提示がない場合には出席できない場合があるので留意すること）

- ・ 個別対話に関する書類の完成度や個別対話の内容及び個別対話への参加状況については評価の対象とはしない。

(4) 個別対話の公表文書についての事前確認

- ・ 市は、個別対話の結果を公表するための文書案を作成し、事前に入札参加者へ公表内容について照会する。

(5) 個別対話の結果の公表

- ・ 個別対話における質疑応答の内容及び提案項目のうち要求水準に満たない若しくは趣旨に沿わない事項については、入札参加資格審査通過者の個別の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、入札参加資格審査通過者の確認を得た上でホームページで公表する。なお、個別対話へ参加した者の名称は公表しない。

(6) 提案審査提出書類の受付

- ・ 入札参加者は、個別対話の結果をもとに、「要求水準の未達に該当する事項」や「趣旨に合っていない事項」に該当しないよう提案内容を再検討し、提案書類提出書類を作成する。

6 その他

本書に関する質問の受付及び回答の公表については、入札説明書等に関する質問の受付・回答として行うので、入札説明書等を参照のうえ、質問を提出すること。